

(33) 大和村区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	4	1	16	13	33	4	1	18	12	34
②確保方策(利用定員総数)	4		17	9	30	4		17	9	30
②-①	0		1	-4	-3	0		-1	-3	-4

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	5	2	20	12	37	5	2	21	12	38
②確保方策(利用定員総数)	5		21	12	38	5		21	12	38
②-①	0		1	0	1	0		0	0	0

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	5	2	18	12	35
②確保方策(利用定員総数)	5		21	12	38
②-①	0		3	0	3

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

(34) 宇検村区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	5	0	34	21	60	5	0	34	21	60
②確保方策(利用定員総数)	5		34	21	60	5		34	21	60
②-①	0		0	0	0	0		0	0	0

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	5	0	34	21	60	5	0	34	21	60
②確保方策(利用定員総数)	5		34	21	60	5		34	21	60
②-①	0		0	0	0	0		0	0	0

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	5	0	34	21	60
②確保方策(利用定員総数)	5		34	21	60
②-①	0		0	0	0

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

(35) 瀬戸内町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	119	57	92	126	337	115	55	89	130	334
②確保方策(利用定員総数)	175		205	95	475	175		205	95	475
②-①	56		113	-31	138	60		116	-35	141

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	115	55	89	130	334	109	52	85	130	324
②確保方策(利用定員総数)	130		134	137	401	130		134	137	401
②-①	15		45	7	67	21		49	7	77

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	112	54	88	130	330
②確保方策(利用定員総数)	130		134	137	401
②-①	18		46	7	71

県で定める数	
1号認定子ども	60
2号認定子ども	120
3号認定子ども	10

(36) 龍郷町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	22	0	131	120	273	21	0	129	117	267
②確保方策(利用定員総数)	0		200	160	360	0		170	130	300
②-①	-22		69	40	87	-21		41	13	33

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	22	0	135	116	273	20	0	124	114	258
②確保方策(利用定員総数)	0		170	130	300	0		170	130	300
②-①	-22		35	14	27	-20		46	16	42

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	20	0	122	110	252
②確保方策(利用定員総数)	20		170	130	320
②-①	0		48	20	68

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	70
3号認定子ども	40

(37) 喜界町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	83	23	65	68	216	79	22	65	68	212
②確保方策(利用定員総数)	270		62	58	390	270		62	58	390
②-①	187		-3	-10	174	191		-3	-10	178

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	77	22	65	68	210	83	23	65	66	214
②確保方策(利用定員総数)	270		65	68	403	270		65	68	403
②-①	193		0	0	193	187		0	2	189

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	83	23	65	66	214
②確保方策(利用定員総数)	270		65	68	403
②-①	187		0	2	189

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

(38) 徳之島町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	147	90	180	155	482	139	85	171	147	457
②確保方策(利用定員総数)	280		180	150	610	280		180	150	610
②-①	133		0	-5	128	141		9	3	153

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	131	81	162	141	434	124	76	153	136	413
②確保方策(利用定員総数)	280		180	150	610	280		180	150	610
②-①	149		18	9	176	156		27	14	197

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	116	72	144	129	389
②確保方策(利用定員総数)	280		180	150	610
②-①	164		36	21	221

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

(39) 天城町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計		
	うち2号認定 (教育二一ス)				うち2号認定 (教育二一ス)					
①量の見込み(必要利用定員総数)	50	40	91	40	181	48	38	87	38	173
②確保方策(利用定員総数)	110		139	86	335	110		139	86	335
②-①	60		48	46	154	62		52	48	162

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計		
	うち2号認定 (教育二一ス)				うち2号認定 (教育二一ス)					
①量の見込み(必要利用定員総数)	44	35	80	35	159	40	32	74	32	146
②確保方策(利用定員総数)	110		139	86	335	110		139	86	335
②-①	66		59	51	176	70		65	54	189

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	37	29	67	27	131
②確保方策(利用定員総数)	110		139	86	335
②-①	73		72	59	204

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

(40) 伊仙町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計		
	うち2号認定 (教育二一ス)				うち2号認定 (教育二一ス)					
①量の見込み(必要利用定員総数)	47	14	103	87	237	45	14	100	83	228
②確保方策(利用定員総数)	48		146	110	304	46		146	110	302
②-①	1		43	23	67	1		46	27	74

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計		
	うち2号認定 (教育二一ス)				うち2号認定 (教育二一ス)					
①量の見込み(必要利用定員総数)	44	13	96	81	221	42	13	92	79	213
②確保方策(利用定員総数)	35		143	110	288	55		141	109	305
②-①	-9		47	29	67	13		49	30	92

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)	2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	40	12	87	75	202
②確保方策(利用定員総数)	53		140	108	301
②-①	13		53	33	99

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

(41) 和泊町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	68	22	124	109	301	68	22	124	109	301
②確保方策(利用定員総数)	150		145	111	406	150		145	111	406
②-①	82		21	2	105	82		21	2	105

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	68	22	124	109	301	68	22	124	109	301
②確保方策(利用定員総数)	150		145	111	406	150		145	111	406
②-①	82		21	2	105	82		21	2	105

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	68	22	124	109	301
②確保方策(利用定員総数)	150		145	111	406
②-①	82		21	2	105

県で定める数	
1号認定子ども	90
2号認定子ども	30
3号認定子ども	10

(42) 知名町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	99	38	74	135	308	99	38	74	135	308
②確保方策(利用定員総数)	210		99	101	410	200		91	159	450
②-①	111		25	-34	102	101		17	24	142

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	99	38	74	135	308	99	38	74	135	308
②確保方策(利用定員総数)	200		91	159	450	200		91	159	450
②-①	101		17	24	142	101		17	24	142

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	99	38	74	135	308
②確保方策(利用定員総数)	200		91	159	450
②-①	101		17	24	142

県で定める数	
1号認定子ども	120
2号認定子ども	30
3号認定子ども	30

(43) 与論町区域

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
		うち2号認定 (教育ニーズ)					うち2号認定 (教育ニーズ)			
①量の見込み(必要利用定員総数)	20	0	98	90	208	19	0	98	90	207
②確保方策(利用定員総数)	65		105	105	275	65		105	105	275
②-①	45		7	15	67	46		7	15	68

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
		うち2号認定 (教育ニーズ)					うち2号認定 (教育ニーズ)			
①量の見込み(必要利用定員総数)	19	0	96	82	197	18	0	88	80	186
②確保方策(利用定員総数)	65		105	105	275	65		105	105	275
②-①	46		9	23	78	47		17	25	89

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
		うち2号認定 (教育ニーズ)			
①量の見込み(必要利用定員総数)	18	0	88	78	184
②確保方策(利用定員総数)	65		105	105	275
②-①	47		17	27	91

県で定める数	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	0

2 県計(参考値)

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	20,036	6,226	22,646	20,438	63,120	19,898	6,166	22,472	20,102	62,472
②確保方策(利用定員総数)	24,129		22,198	18,353	64,680	24,187		22,856	19,863	66,906
②-①	4,093		-448	-2,085	1,560	4,289		384	-239	4,434

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)					うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	19,634	6,093	22,078	19,762	61,474	19,327	5,994	21,618	19,460	60,405
②確保方策(利用定員総数)	24,266		23,481	21,033	68,780	24,293		23,458	21,053	68,804
②-①	4,632		1,403	1,271	7,306	4,966		1,840	1,593	8,399

	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育二一ス)		2号認定 (保育二一ス)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育二一ス)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	19,096	5,902	21,244	19,190	59,530
②確保方策(利用定員総数)	24,490		23,231	21,038	68,759
②-①	5,394		1,987	1,848	9,229

○ 別表の見方について(用語等の解説)

子どもの認定区分	
1号認定(3歳以上教育のみ)	認定こども園,幼稚園により確保
2号認定(3歳以上保育)	原則認定こども園,保育所により確保 ※なお,2号認定の教育ニーズは,保育の必要性があるが教育を受けさせたいとのニーズで,幼稚園を確保方策とできる。
3号認定(3歳未満保育)	認定こども園,保育所,地域型保育により確保
○量の見込み	現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえ,各市町村で設定したもの
○確保方策	認定こども園,幼稚園,保育所等の利用定員として,各市町村で設定したもの(今後,既存施設から認定こども園への移行予定のものを含む。)

○市区域(例示)

	1年目 (平成27年度)					2年目 (平成28年度)				
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育ニーズ)					うち2号認定 (教育ニーズ)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	536	170	1,233	920	2,689	535	170	1,235	970	2,740
②確保方策(利用定員総数)	715		1,107	768	2,590	721		1,200	880	2,801
②-①	179		-126	-152	-99	186		-35	-90	61

	3年目 (平成29年度)					4年目 (平成30年度)				
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育ニーズ)					うち2号認定 (教育ニーズ)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	523	166	1,240	1,005	2,768	515	163	1,199	924	2,638
②確保方策(利用定員総数)	766		1,250	1,005	3,021	766		1,220	951	2,937
②-①	243		10	0	253	251		21	27	299

平成29年度までに保育ニーズ(2号・3号)に対する確保方策を設定する。(待機児童解消加速化プランによる)

	5年目 (平成31年度)					県で定める数	
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計	1号認定子ども	2号認定子ども
	うち2号認定 (教育ニーズ)					270	70
①量の見込み(必要利用定員総数)	502	158	1,159	902	2,563		
②確保方策(利用定員総数)	766		1,223	948	2,937		
②-①	264		64	46	374		

○供給量>需要量が最大となる年度=(例の場合)平成31年度

→平成31年度の量の見込みに「県で定める数」を加える。→(その結果)需要量が供給量を上回る。

→原則,認可・認定することとなる。

【参考】「県で定める数」を加えた後の需給状況(平成31年度の場合)

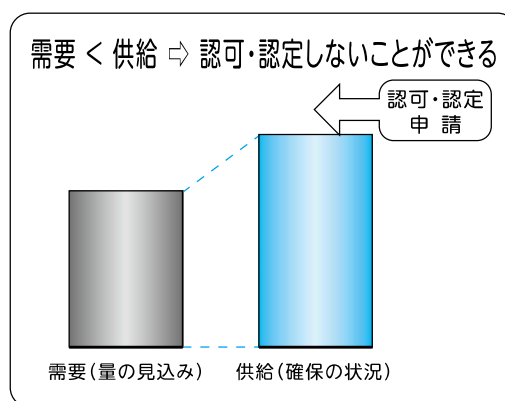
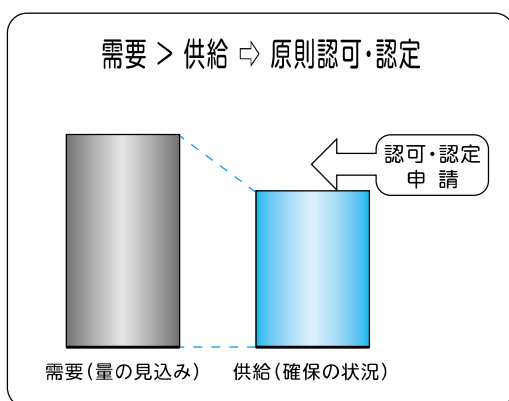
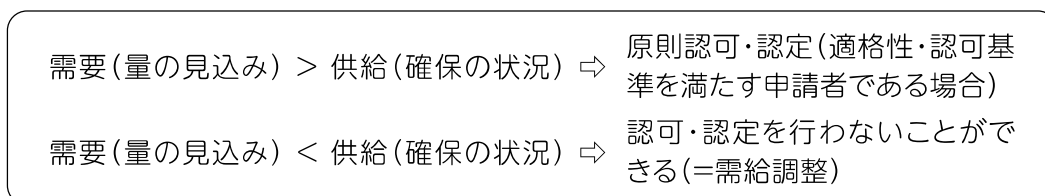
	5年目 (平成31年度)				
	1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	計
	うち2号認定 (教育ニーズ)				
①量の見込み(必要利用定員総数)	772	158	1,229	952	2,953
②確保方策(利用定員総数)	766		1,223	948	2,937
②-①	-6		-6	-4	-16

○ 県の認可,認定に係る需給調整の考え方

県設定区域ごとに判断をします。

(1) 基本的考え方

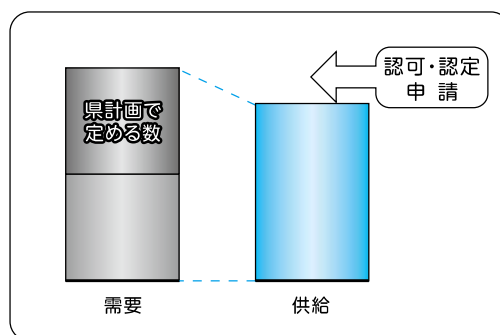
区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・設定を行います。



(2) 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定 (適格性・認可基準を満たす申請者)



- ・この「県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定します。
- ・設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保します。

※鹿児島市内の幼保連携型認定こども園については、中核市である鹿児島市に認可権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなります。

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例

平成25年10月11日
条例第63号
平成26年10月10日
条例第53号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成25年11月規則第64号で、同年11月21日から施行）

附 則

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 鹿児島県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（同法第17条第3項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。

鹿児島県子ども・子育て支援会議委員名簿

(委嘱期間 平成25年11月21日から平成27年11月20日まで)

委員属性	人数	推薦団体等	職名等	氏名
子どもの保護者	5	小学校就学前の児童をもつ保護者	公 募	西 由 佳
		小学校就学前の児童をもつ保護者	公 募	渡 小百合
		鹿児島県子ども会育成連絡協議会	理 事	青矢 順子
		鹿児島県PTA連合会	副 会 長	中野 留美子
		鹿児島県私立幼稚園PTA連合会	会 長	松本 ひとみ
事業主を代表する者	1	鹿児島県経営者協会	会 員	西村 道子
労働者を代表する者	1	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	副 会 長	下馬場 学
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	7	特定非営利活動法人全国認定こども園協会九州地区鹿児島県支部	支 部 長	輿 水 基
		鹿児島県児童養護協議会	会 員	白鳥 浄子
		一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会	会 長	園尾 憲一
		公益社団法人鹿児島県医師会	会 員	寺原 悦子
		鹿児島県国公立幼稚園協会	会 長	原田 清昭
		鹿児島県民生委員児童委員協議会	理 事	矢野 ミツ
		社会福祉法人鹿児島県保育連合会	会 長	下小野田 寛
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	5	鹿児島大学教育学部	副学部長・教授	大坪 治彦
		鹿児島大学医学部	教 授	武井 修治
		鹿児島大学教育学部	准 教 授	前田 晶子
		鹿児島純心女子大学国際人間学部	教 授	餅原 尚子
		鹿児島市健康福祉局子育て支援部	部 長	古江 朋子
市 町 村 長	1	県 町 村 会	副 会 長	大久保 明
合 計 (人)	20			

鹿児島県総務部県民生活局
青少年男女共同参画課



©鹿児島県ぐりぷー・さくら